

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成22年2月17日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

（仮称）三井アウトレットパーク滋賀竜王計画 蒲生郡竜王町大字薬師字砂山地先

2 提出された意見の概要

(1) 竜王町からの意見

ア 交通渋滞対策について

- (ア) 交通渋滞対策、地球環境問題への対応の観点から路線バス等、公共交通を積極的に活用されたい。
- (イ) 周辺交通量の低減のため商業施設と臨時駐車場を結ぶシャトルバスの運行計画について具体的に説明されたい。
- (ウ) 駐車待ちの車両による路上への滞留を防ぐため、商業施設への入退車両の誘導について、交通誘導運用計画を示し、駐車場利用計画、警備員（誘導員）や車両誘導看板の適切な配置、また混雑期における臨時駐車場の利用計画について具体的に説明されたい。
- (エ) 商業施設周辺の道路敷、河川敷等への不法駐車防止対策を講じられたい。
- (オ) 開店後において町の産業振興（農、商、工）に支障をきたすことのないように、事業区域周辺（半径20km以内）において、竜王町方面への誘導経路および来店後の誘導等の表示を図り、スムーズな誘導計画をたてられたい。
- (カ) 商業施設の開店後に予想を上回る来店車両が集中し、著しい交通渋滞の発生が認められる場合は、改めてその対策について建設水道課および関係課等と協議されたい。

イ 交通安全対策について

- (ア) 計画店舗の周辺道路は、近隣の小・中学校の通学路にあたることから、交通安全には十分に配慮されたい。
- (イ) 周辺住民や歩行者の安全確保ため、来店車の生活道路への侵入がないよう具体的な対策を示されたい。
- (ウ) 駐車場（臨時駐車場含む）については、歩行者の安全を確保するため、駐車場との分離について、安全柵を設置されたい。
- (エ) 交通安全対策については、近江八幡警察署と事前に十分協議を行い実施されたい。
- (オ) 近隣には物流関連施設が多く、交通問題について、開店までに十分説明し協議されたい。

ウ 防災・防犯対策および青少年の健全育成について

- (ア) 施設関係者・来場者並びに周辺住民の安全で安心な暮らしを守るため、当該施設に隣接する沈砂池を自然水利として利用できるよう駐車場のフェンスに数力所扉を設けられたい。
- (イ) 駐車場（臨時駐車場含む）については、防犯上、周辺道路から侵入できないようにフェンス等を設置するよう指導されたい。特に営業時間外における防犯管理について徹底されたい。
- (ウ) 消防防火設備や施設の整備については、近江八幡消防署と事前に十分協議を行い実施されたい。
- (エ) 当該施設には町内はもとより県内外からも、多くの青少年が訪れることが予想され、また、施設構成店舗の営業時間が夜間に及ぶことなどから、青少年への影響や犯罪の発生等が懸念されるため、事業者においては、滋賀県青少年の健全育成に関する条例等の趣旨および内容を十分尊重するとともに、本町内地域住民や関係団体（機関）との連携をしっかりと保ち、青少年の健全育成や防犯対策の視点を重視し、これらについて、積極的かつ具体的な取組を実践されたい。
- (オ) 防犯対策については、近江八幡警察署と事前に十分協議されたい。

エ 騒音・環境対策等について

- (ア) 営業時間については、騒音や振動、夜間照明等、近隣住民の生活環境に十分配慮されたい。周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合には、その適切な対策について、周辺自治会や竜王町と協議・対応されたい。万一、苦情等が発生した場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- (イ) 周辺地域の環境保全と美観維持のため、散在性ごみ対策に積極的に取り組まれたい。
- (ウ) レジ袋の削減とマイバック運動を進め、廃棄物の排出抑制に取り組み、また、生ゴミの堆肥化等、廃棄物の減量化とリサイクルを推進されたい。

オ 地域との連携・協働について

- (ア) 竜王町と締結した地域貢献基本協定の趣旨に従って、具体的な内容を取り決める覚書を交わすと共に、地

域貢献計画を策定して、個別の地域貢献策に取り組まれない。

- (イ) 地元商工会や自治会等と相互に連携・協働し、竜王町のまちづくりや地域の活性化に関して積極的に協力されたい。

カ その他

地域住民等の意見や町関係課の意見について、誠意をもって対応されたい。また、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合には、その適切な対策について、速やかに町および地域住民等と誠意をもって協議・対応すること。

(2) 湖南市からの意見

ア 交通対策について

- (ア) 県道竜王石部線（県道 22 号）は道幅が狭く、住宅密集地を横断しているだけでなく、児童・生徒の通学路ともなっていることから、荷さばきの関係車両が県道竜王石部線（県道 22 号）を利用することのないように徹底されたい。

- (イ) 交通渋滞等が懸念されるため、国道 1 号およびその他の道路から県道竜王石部線（県道 22 号）を経由する店舗誘導案内等の表示をしないこと。

- (ロ) 県道竜王石部線（県道 22 号）の湖南市近江台出入口付近等における交通安全対策については、竜王町ならびに県道管理者である滋賀県と事業者が役割分担をしっかりと決め対応されたい。特に開店時やイベントセール等においては、交通整理員の配置などの対処をされたい。

- (ハ) 湖南市側からの来客数を 10%と予測されているが、県道竜王石部線（県道 22 号）沿線には住宅地が形成されており、来客による交通安全対策については、開店後も地域自治会との話し合いの場を設けていただきたい。

- (ニ) 駐車場のスペースは十分に確保し、周辺地域の交通障害とならないように対策を講じること。届出では 2,000 台であるが、開店時やイベントセール時においては、臨時駐車場を設けるなど対処されたい。

- (ホ) 名神高速竜王インター出口付近の混雑を緩和できるよう料金所出口のレーン拡充を行うなどの対策を NEXCO 西日本（株）と協議されたい。

- (ヘ) 湖南工業団地内の企業が物流・運搬等のために竜王 I.C を利用する場合、下田方面から国道 477 号を利用することが多く、現時点でも竜王 I.C 南交差点で渋滞が起きているため、現状より渋滞が増えることのないよう公安委員会と十分に協議され、対処されたい。

イ 防犯対策について

犯罪防止の観点から、警備員の適正配置や防犯活動等に積極的に努められたい。

ウ 環境対策について

- (ア) 営業時間について、午前 9 時に開店すると、通勤・通学時間に県道竜王石部線（県道 22 号）の交通量が増加し、従来の生活を阻害されると考えられるため、特に平日の開店時間については、考慮されたい。

- (イ) 自動車来店される方が多いと思われるが、第 15 回締約国会議(Conference of Parties)で示された CO2 排出量を規制する役割の理念に基づき、JR 草津線からの路線バス運行やシャトルバス運行について考慮されたい。

- (ロ) 企業における CO2 排出量の抑制に向けた取組のひとつとして、太陽光パネルの設置、天窓による光量の確保、高効率空調の設置などを考慮されたい。

- (ハ) 夜間における交通騒音が深刻な問題とならないよう、閉店時間について考慮されたい。

エ その他

- (ア) 出店後、周辺住民の平穏で安全な生活が阻害されないよう、最善の手段を講じられたい。

- (イ) 雇用に関しては、近隣地域の人材活用について配慮願いたい。

- (ロ) 近隣地域（県内）業者との取引の促進を願いたい。

- (ハ) 周辺観光施設の PR 等の協力を願いたい。

- (ニ) 市内の地元物産品の販売等を検討願いたい。

(3) 地域住民等からの意見

- ア 店舗開店により、県道竜王石部線（県道 22 号）の交通量増大が予想されるため、交通量調査を実施し、湖南市に報告されたい。

イ 児童・生徒の通学時における安全確保のため、また、周辺住民の通勤に來客車両による支障がでないよう、平日の開店時間を午前 10 時として欲しい。

ウ 地域住民の意見を聞く常設の苦情窓口の設置をお願いしたい。

エ 地元住民の意見を反映させるため、湖南省、竜王町と事業主による広域的な話し合いの場を定期的にもって欲しい。

オ 湖南省のコミュニティバスが乗り入れ出来るよう検討されたい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

東近江環境・総合事務所総務課 東近江市八日市緑町 7 - 23

竜王町産業振興課 蒲生郡竜王町小口 3

(2) 縦覧期間 平成 22 年 2 月 17 日から平成 22 年 3 月 17 日まで